

(十五) 船舶職員及び小型船舶操縦者法

(昭和二十六年法律第百四十九号) に

よる海技士免許原簿にする登録

イ 船舶職員及び小型船舶操縦者法第

七条第一項(登録及び海技免状)の
海技士で次に掲げるものの新規登録

(1) 一級海技士(航海)の登録

(2) 二級海技士(航海)又は三級海
技士(航海)の登録

(3) 四級海技士(航海)の登録

(4) 五級海技士(航海)の登録

(5) 六級海技士(航海)の登録

(6) 一級海技士(機関)の登録

(7) 二級海技士(機関)又は三級海
技士(機関)の登録

(8) 四級海技士(機関)の登録

(9) 五級海技士(機関)の登録

(10) 六級海技士(機関)の登録

(11) 一級海技士(通信)の登録

(12) 二級海技士(通信)の登録

(13) 三級海技士(通信)の登録

(14) 一級海技士(電子通信)、二級

登録件数

一件につき一
万五千円

登録件数

一件につき九
千円

登録件数

一件につき四
千五百円

登録件数

一件につき三
千円

登録件数

一件につき二
千五百円

登録件数

一件につき一
万五千円

登録件数

一件につき九
千円

登録件数

一件につき四
千五百円

登録件数

一件につき三
千円

登録件数

一件につき二
千五百円

登録件数

一件につき七
千円

登録件数

一件につき六
千円

登録件数

一件につき二
千五百円

登録件数

一件につき七
千円

の登録

(十六) 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭

和二十六年法律第百四十九号)による

海技士免許原簿にする登録

イ 船舶職員及び小型船舶操縦者法第

七条第一項(登録及び海技免状)の
海技士で次に掲げるものの新規登録

(1) 一級海技士(航海)の登録

(2) 二級海技士(航海)又は三級海
技士(航海)の登録

(3) 四級海技士(航海)の登録

(4) 五級海技士(航海)の登録

(5) 六級海技士(航海)の登録

(6) 一級海技士(機関)の登録

(7) 二級海技士(機関)又は三級海
技士(機関)の登録

(8) 四級海技士(機関)の登録

(9) 五級海技士(機関)の登録

(10) 六級海技士(機関)の登録

(11) 一級海技士(通信)の登録

(12) 二級海技士(通信)の登録

(13) 三級海技士(通信)の登録

登録件数

一件につき一
万五千円

登録件数

一件につき九
千円

登録件数

一件につき四
千五百円

登録件数

一件につき三
千円

登録件数

一件につき二
千五百円

登録件数

一件につき一
万五千円

登録件数

一件につき九
千円

登録件数

一件につき四
千五百円

登録件数

一件につき三
千円

登録件数

一件につき二
千五百円

登録件数

一件につき七
千円

登録件数

一件につき六
千円

登録件数

一件につき二
千五百円

登録件数

一件につき七
千円

海技士(電子通信)又は三級海技士(電子通信)の登録	登録件数	千五百円
(15) 四級海技士(電子通信)の登録	登録件数	一件につき二千円
ロ イに規定する者に係る登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
(26) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の五(登録及び小型船舶操縦免許証)の小型船舶操縦士の登録	登録件数	一件につき二千円
イ 一級小型船舶操縦士の登録	登録件数	一件につき千円
ロ 二級小型船舶操縦士の登録	登録件数	一件につき千円
ハ 特殊小型船舶操縦士の登録	登録件数	一件につき千円
(27) 水先法(昭和二十四年法律第二百一十一号)による水先人名簿にする登録	登録件数	一件につき五百円
イ 水先法第七条第一項(登録及び水先免状)の水先人の登録	登録件数	一件につき六万円
ロ 登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
(28) 海難審判法(昭和二十二年法律第二百三十五号)第二十五条第一項(登録)の海事補佐人の登録	登録件数	一件につき三万円
(29) 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)第九条第一項(登録)の海事代理士の登録	登録件数	一件につき三万円
(30) 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二十二條(航空従事者技能証明)の航空従事者技能証明又は同法第十条の二第一項(耐空証明)の耐空検査員の認定	登録件数	一件につき三万円
(14) 一級海技士(電子通信)、二級海技士(電子通信)又は三級海技士(電子通信)の登録	登録件数	一件につき七千五百円
(15) 四級海技士(電子通信)の登録	登録件数	一件につき二千円
ロ イに掲げる者に係る登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
(2) 水先法(昭和二十四年法律第二百一十一号)による水先人名簿にする登録	登録件数	一件につき六万円
イ 水先法第七条第一項(登録及び水先免状)の水先人の登録	登録件数	一件につき六万円
ロ 登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
(3) 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)第九条第一項(登録)の海事代理士の登録	登録件数	一件につき三万円
(4) 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二十二條(航空従事者技能証明)の航空従事者技能証明	技能証明の件数	一件につき一万八千円
イ 定期運送用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき七千五百円
ロ 事業用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき七千円
ハ 自家用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき三万円
ニ 一等航空士又は航空機関士の技能証明	技能証明の件数	一件につき一万二千元
ホ 二等航空士の技能証明	技能証明の件数	一件につき七千五百円
ヘ 航空通信士の技能証明	技能証明の件数	一件につき三万円
ト 一等航空整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき九千円

イ	定期運送用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき一万八千円
ロ	事業用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき七千五百円
ハ	自家用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき三千円
ニ	一等航空士又は航空機関士の技能証明	技能証明の件数	一件につき一万二千元
ホ	二等航空士の技能証明	技能証明の件数	一件につき七千五百円
ヘ	航空通信士の技能証明	技能証明の件数	一件につき三千円
ト	一等航空整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき九千円
チ	二等航空整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき六千円
リ	一等航空運航整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき六千円
ヌ	二等航空運航整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき三千円
ル	航空工場整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき九千円
ヲ	耐空検査員の認定	認定件数	一件につき六千円
(三十)	不動産鑑定士の登録	登録件数	一件につき六万円
イ	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五十二号)第十五条(登録)の不動産鑑定士の登録	登録件数	一件につき六万円
ロ	不動産の鑑定評価に関する法律第十八条(変更の登録)の変更の登録	登録件数	一件につき六万円
(三十一)	建築士法(昭和二十五年法律第二百二二号)第五条第一項(登録)の	登録件数	一件につき六万円

チ	二等航空整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき六千円
リ	一等航空運航整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき六千円
ヌ	二等航空運航整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき三千円
ル	航空工場整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき九千円
(三十二)	不動産鑑定士の登録	登録件数	一件につき六万円
イ	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五十二号)第十五条(登録)の不動産鑑定士の登録	登録件数	一件につき六万円
ロ	不動産の鑑定評価に関する法律第十八条(変更の登録)の変更の登録	登録件数	一件につき六万円
(三十三)	建築士法(昭和二十五年法律第二百二二号)第五条第一項(登録)の一級建築士の登録	登録件数	一件につき六万円
(三十四)	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四百九号)第三十条第一項(登録)のマンション管理士の登録	登録件数	一件につき九千円
(三十五)	技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第三十二条第一項又は第二項(登録)の技術士又は技術士補の登録	登録件数	一件につき三万円
ロ	技術士補の登録	登録件数	一件につき一万五千元
二十四	金融機関の営業若しくは事業の免許若しくはその支店その他の営業所等に係る認可若しくは登録又は保険仲立人の登録		

<p>級建築士の登録</p> <p>(二十三) 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の五十八第一項(登録)の建築基準適合判定資格者の登録</p> <p>(二十四) マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号)第三十条第一項(登録)のマンション管理士の登録</p> <p>(二十五) 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第四十九条第一項(測量士及び測量士補の登録)の測量士又は測量士補の登録</p> <p>イ 測量士の登録</p> <p>ロ 測量士補の登録</p>	<p>登録件数</p> <p>一件につき一万円</p>	<p>登録件数</p> <p>一件につき三万円</p> <p>一件につき一万五千元</p>
<p>三十三 認定個人情報保護団体の認定</p> <p>個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第三十七条第一項(認定)の認定個人情報保護団体の認定</p>	<p>認定件数</p> <p>一件につき九万円</p>	<p>登録件数</p> <p>一件につき九万円</p>
<p>三十四 警備員等に係る登録講習機関の登録</p> <p>警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十三条第三項(登録講習機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p> <p>三十五 銀行等の営業若しくは事業の免許若しくはその支店その他の営業所等に係る認可若しくは登録又は銀行持株会社等に係る認可</p>	<p>登録件数</p> <p>一件につき九万円</p>	<p>登録件数</p> <p>一件につき九万円</p>

<p>(一) 銀行(長期信用銀行を含む。)(二)において同じ。)(三)の営業の免許(二)に掲げる免許を除く。)</p> <p>(二) 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四十七条第一項(外国銀行の免許等)の規定による同法第四十一条(営業の免許)の銀行業の免許</p> <p>(三) 銀行に係る法令の規定による次に掲げる認可</p> <p>イ 銀行の外国における支店の設置の認可</p> <p>ロ 銀行の外国における支店以外の営業所の設置又は外国における支店以外の営業所の支店への変更の認可(臨時の営業所の設置に係る認可その他の政令で定める認可を除く。)</p> <p>(四) 銀行法第四十七条の二(従たる外国銀行支店の設置等)の規定による次に掲げる認可</p> <p>イ 銀行法第四十七条第一項に規定する外国銀行の支店の設置の認可</p> <p>ロ 銀行法第四十七条第一項に規定する外国銀行の支店以外の営業所の設置又は支店以外の営業所の支店への変更の認可(臨時の営業所の設置に係る認可その他の政令で定める認可を除く。)</p> <p>(五) 信用金庫の事業の免許</p> <p>(六) 信用金庫の従たる事務所の設置に係る定款変更の認可</p> <p>(七) 保険業法第三条第一項、第百八十五条第一項又は第二百十九条第一項(免</p>	<p>免許件数</p> <p>一件につき十五万円</p> <p>免許件数</p> <p>一件につき十五万円</p> <p>支店の数</p> <p>一箇所につき十五万円</p> <p>営業所の数</p> <p>一箇所につき九万円</p> <p>免許件数</p> <p>一件につき十五万円</p> <p>事務所の数</p> <p>一箇所につき九万円</p> <p>免許件数</p> <p>一件につき十五万円</p>	<p>免許件数</p> <p>一件につき十五万円</p> <p>支店の数</p> <p>一箇所につき十五万円</p> <p>営業所の数</p> <p>一箇所につき九万円</p> <p>免許件数</p> <p>一件につき十五万円</p> <p>事務所の数</p> <p>一箇所につき九万円</p> <p>免許件数</p> <p>一件につき十五万円</p>
---	---	--

<p>百二十七号) 第八十九条の三第一項(許可)の労働金庫代理業の許可</p> <p>五) 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号) 第六条の三第一項(信用協同組合代理業の許可)の信用協同組合代理業の許可</p>	<p>許可件数</p>	<p>万円</p> <p>一件につき九万円</p>
<p>三十七 保険会社等の事業等に係る免許、登録若しくは認可、保険仲立人若しくは特定保険募集人の登録又は保険持株会社に係る認可</p> <p>(注) 保険業法第二百七十六条(登録)の特定保険募集人の登録を受けている者(当該登録に係る同法第二十四条(定義)に規定する所屬保険会社等から委託を受けていない者に限る。)が、当該所屬保険会社等から委託を受けたことに伴い同法第二百八十条第一項第一号(変更等の届出等)の規定による届出をした場合における同条第二項の規定による登録は、新たな同法第二百七十六条の特定保険募集人の登録とみなす。</p>	<p>免許件数</p>	<p>一件につき十五万円</p>
<p>(一) 保険業法第三条第一項(免許)、第二百八十五条第一項(免許)又は第二百八十九条第一項(免許)の規定による保険業の新規免許</p> <p>(二) 保険業法第二百七十二條第一項(登録)の少額短期保険業者の登録</p> <p>(三) 保険業法第二百八十六条(登録)の保険仲立人の登録</p> <p>(四) 保険業法第二百七十六条の特定保険募集人の登録(同法第二十四条に規定する所屬保険会社等から委託(一時的な必要に基づき期限を付して行われる委託で財務省令で定めるものを除く。)を受けた者に係るものに限る。)</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき十五万円</p> <p>一件につき九万円</p> <p>一件につき一万五千元</p>

<p>(一) 証券会社の営業の登録又は外国証券会社の支店の営業の登録</p> <p>(二) 証券会社の証券取引法第二十九条第一項(元引受業務等の営業の認可)の規定による営業の認可又は外国証券会社の外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第七条第一項(元引受業務等の営業の認可)の規定による営業の認可</p> <p>(三) 外国証券業者の外国証券業者に関する法律第十三条の二第一項(取引所取引の許可)の規定による許可</p> <p>(四) 証券仲介業者の証券取引法第六十六条の二(証券仲介業の登録)の規定による登録</p> <p>(五) 投資信託及び投資法人に関する法律第六条(認可)に規定する投資信託委託業者の認可</p>	<p>登録件数</p> <p>認可件数</p> <p>登録件数</p> <p>認可件数</p>	<p>一件につき十五万円</p> <p>一件につき十五万円</p> <p>一件につき九万円</p> <p>一件につき十五万円</p>
<p>二十五の二 有価証券市場若しくは金融先物市場の開設の免許、組織変更の認可又は外国市場取引の認可</p> <p>(一) 証券取引法第八十条第一項(免許)の規定による有価証券市場の開設の免許(同法第二条第十五項(定義)に規定する証券会員制法人に係るものを除く。)</p> <p>(二) 証券取引法第一百一条の十一第一項(組織変更の認可)の規定による組織変更の認可</p> <p>(三) 証券取引法第一百五十五条第一項(認可)の規定による外国市場取引の認可</p>	<p>免許件数</p> <p>認可件数</p> <p>認可件数</p>	<p>一件につき十五万円</p> <p>一件につき十五万円</p> <p>一件につき十五万円</p>

<p>(五) 保険業法第九十九条第七項（業務の範囲等）の保険金信託業務の認可</p> <p>(六) 保険業法第二百七十一条の十八第一項又は第三項ただし書（保険持株会社に係る認可等）の認可</p>	<p>認可件数 一件につき十 五万円</p> <p>認可件数 一件につき十 五万円</p>
<p>三十八 信託会社若しくは外国信託会社の信託業の免許若しくは登録又は特定大学技術移転事業承認事業者、信託契約代理店若しくは信託受益権販売業者の登録</p>	<p>免許件数 一件につき十 五万円</p>
<p>(一) 信託業法（平成十六年法律第五百五十四号）第三条（免許）又は第五十三条第一項（免許）の規定による信託業の免許</p> <p>(二) 信託業法第七条第一項（登録）の管理型信託会社の登録（更新の登録を除く。）</p> <p>(三) 信託業法第五十四条第一項（登録）の管理型外国信託会社の登録（更新の登録を除く。）</p> <p>(四) 信託業法第五十二条第一項（特定大学技術移転事業に係る信託についての特例）の特定大学技術移転事業承認事業者の登録</p> <p>(五) 信託業法第六十七条第一項（登録）の信託契約代理店の登録</p> <p>(六) 信託業法第八十六条第一項（登録）の信託受益権販売業者の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>免許件数 一件につき十 五万円</p> <p>登録件数 一件につき十 五万円</p> <p>登録件数 一件につき十 五万円</p> <p>登録件数 一件につき十 五万円</p> <p>登録件数 一件につき九 万円</p> <p>登録件数 一件につき九 万円</p>
<p>三十九 担保附社債に関する信託事業の免許</p>	<p>免許件数 一件につき十</p>
<p>担保附社債信託法第五条第一項（免許）</p>	<p>免許件数 一件につき十</p>

<p>(四) 金融先物取引法第三条（免許）の規定による金融先物市場の開設の免許（同法第二条第五項（定義）に規定する金融先物会員制法人に係るものを除く。）</p> <p>(五) 金融先物取引法第三十四条の第十四第一項（組織変更の認可）の規定による組織変更の認可</p> <p>(六) 金融先物取引法第五十五条の第二第一項（認可）の規定による外国市場取引の認可</p>	<p>免許件数 一件につき十 五万円</p> <p>認可件数 一件につき十 五万円</p> <p>認可件数 一件につき十 五万円</p>
<p>二十六 投資顧問業者の登録又は投資一任契約に係る業務の認可</p> <p>(一) 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第四条（登録）の規定による投資顧問業者の登録</p> <p>(二) 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二十四条第一項（認可）の規定による投資一任契約に係る業務の認可</p>	<p>登録件数 一件につき九 万円</p> <p>認可件数 一件につき十 五万円</p>
<p>二十七 通関業の許可</p> <p>通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第三条第一項（通関業の許可）の通関業の許可</p>	<p>許可件数 一件につき九 万円</p>
<p>二十八 酒類の製造又は販売に係る免許</p> <p>(注) 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第十一条第二項（免許の条件の緩和又は解除）の規定による酒類の販売業の免許に付された(イ)に規定する条件の全部又は一部の解除は、新たな当該免許とみなす。</p>	<p>免許件数 一件につき十</p>

<p>の担保附社債に関する信託事業の免許</p>	<p>五万円</p>
<p>四十 有価証券市場の開設の免許、組織変更の認可、店頭売買有価証券市場の開設の認可、外国市場取引の認可又は証券取引所持株会社に係る認可</p>	<p>免許件数 一件につき十 五万円</p>
<p>(一) 証券取引法第八十条第一項(免許)の規定による有価証券市場の開設の免許</p>	<p>一件につき十 五万円</p>
<p>(二) 証券取引法第百一条の十一第一項(組織変更の認可)の規定による組織変更の認可</p>	<p>認可件数 一件につき十 五万円</p>
<p>(三) 証券取引法第七十六条(認可)の店頭売買有価証券市場の開設の認可</p>	<p>認可件数 一件につき十 五万円</p>
<p>(四) 証券取引法第百五十五条第一項(認可)の規定による外国市場取引の認可</p>	<p>認可件数 一件につき十 五万円</p>
<p>(五) 証券取引法第百六条の十第一項又は第三項ただし書(証券取引所持株会社に係る認可等)の認可</p>	<p>認可件数 一件につき十 五万円</p>
<p>四十一 証券会社、外国証券会社、外国証券業者、証券仲介業者、有価証券債務引受業又は投資信託委託業者の登録、許可、免許又は認可</p>	<p>登録件数 一件につき十 五万円 認可件数 一件につき十 五万円</p>
<p>(一) 証券会社の営業の登録又は外国証券会社の支店の営業の登録</p>	<p>一件につき十 五万円</p>
<p>(二) 証券会社の証券取引法第二十九条第一項(元引受業務等の営業の認可)の規定による営業の認可又は外国証券会社の外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第七条第一項(元引受業務等の営業の認可)の規定による営業の認可</p>	<p>一件につき十 五万円</p>
<p>(三) 外国証券業者の外国証券業者に関する</p>	<p>許可件数 一件につき九</p>

<p>(一) 酒税法第七条第一項(酒類の製造免許)の規定による酒類の製造免許(試験のためにする酒類の製造免許その他政令で定める製造免許を除く。)</p>	<p>製造場の数 一箇所につき十五万円</p>
<p>(二) 酒税法第九条第一項(酒類の販売業免許)の酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業の免許(同条第二項の規定により期限を付して行う免許を除く。)</p>	<p>免許件数 一件につき三万円</p>
<p>イ 酒類の販売業の免許で当該免許に係る酒類の全種類の販売方法につき小売に限る旨の条件の付されたもの</p>	<p>免許件数 一件につき九万円</p>
<p>ロ 酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業の免許(イ又はハに該当する販売業の免許を除く。)</p>	<p>販売場の数 一箇所につき六万円</p>
<p>ハ イに掲げる免許に付された小売に限る旨の条件の解除</p>	<p>販売場の数 一箇所につき六万円</p>
<p>二十九 製造たばこの販売に係る登録又は許可</p>	<p>登録件数 一件につき十 五万円</p>
<p>(一) たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第十一条第一項(製造たばこの特定販売業の登録)の規定による製造たばこの特定販売業の登録</p>	<p>登録件数 一件につき九 万円</p>
<p>(二) たばこ事業法第二十条(製造たばこの卸売販売業の登録)の規定による製造たばこの卸売販売業の登録</p>	<p>許可件数 一件につき一 万五千円</p>
<p>(三) たばこ事業法第二十二條第一項(製造たばこの小売販売業の許可)の規定による製造たばこの小売販売業の許可(同法第二十四條第一項の規定による期限が付された許可を除く。)</p>	<p>許可件数 一件につき一 万五千円</p>

<p>る法律第十三条第一項（引受業務の一部の許可）の規定による許可</p> <p>四 外国証券業者の外国証券業者に関する法律第十三条の二第一項（取引所取引の許可）の規定による許可</p> <p>五 証券仲介業者の証券取引法第六十六条の二（証券仲介業の登録）の規定による登録</p> <p>六 証券取引法第五十六条の二（免許）の有価証券債務引受業の免許</p> <p>七 投資信託委託業者の投資信託及び投資法人に関する法律第六条（認可）の規定による認可</p>	<p>許可件数</p> <p>登録件数</p> <p>免許件数</p> <p>認可件数</p>	<p>万円</p> <p>一件につき十</p> <p>五万円</p> <p>一件につき九万円</p> <p>一件につき十</p> <p>五万円</p> <p>一件につき十</p> <p>五万円</p>
<p>四十二 金融先物市場の開設の免許、組織変更の認可、外国市場取引の認可又は金融先物取引所持株式会社に係る認可</p> <p>一 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第三条（免許）の規定による金融先物市場の開設の免許</p> <p>二 金融先物取引法第三十四条の十四第一項（組織変更の認可）の規定による組織変更の認可</p> <p>三 金融先物取引法第五十五条の二第一項（認可）の規定による外国市場取引の認可</p> <p>四 金融先物取引法第三十四条の三十四第一項又は第三項ただし書（認可等）の認可</p>	<p>免許件数</p> <p>認可件数</p> <p>認可件数</p> <p>認可件数</p>	<p>一件につき十</p> <p>五万円</p> <p>一件につき十</p> <p>五万円</p> <p>一件につき十</p> <p>五万円</p> <p>一件につき十</p> <p>五万円</p>
<p>四十三 金融先物取引業者の登録又は金融先物債務引受業の免許</p> <p>一 金融先物取引法第五十六条（登録）</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき十</p>

<p>二十九の二 著作権等管理事業者の登録</p> <p>著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）第三条（登録）の規定による著作権等管理事業者の登録</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
<p>二十九の三 放射性同位元素装備機器等に係る登録認証機関、登録検査機関若しくは登録定期確認機関の登録、放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関、登録運搬物確認機関若しくは登録埋設確認機関の登録又は放射線取扱主任者に係る登録試験機関、登録資格講習機関若しくは登録定期講習機関の登録</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
<p>一 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十三年法律第六十七号）第十二条の二第一項（登録認証機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p> <p>二 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十二条の八第一項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p> <p>三 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十二条の十（登録定期確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p> <p>四 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十八条第二項（登録運搬方法確認機関の登録）の登録運搬方法確認機関に係る登録（更新の登録を除く。）</p> <p>五 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十八条第二項の</p>	<p>登録件数</p> <p>登録件数</p> <p>登録件数</p> <p>登録件数</p> <p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p> <p>一件につき九万円</p> <p>一件につき九万円</p> <p>一件につき九万円</p> <p>一件につき九万円</p>

四十八 抵当証券業者の登録	(一) 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三条第一項(免許)の無尽業の免許 (二) 無尽業法第八号第三号(認可)の無尽会社の出張所又は代理店の設置の認可	免許件数	一件につき十
		出張所又は代理店の数	一箇所につき九万円
四十七 無尽業の免許又は無尽会社の出張所等の設置の認可	貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第三条第一項(登録)の内閣総理大臣がする貸金業者の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき十五万円
四十六 貸金業者の登録	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)第三条(登録)の特定金融会社等の登録	登録件数	一件につき十五万円
四十五 特定金融会社等の登録	証券取引法第五十六条の二十四第一項(免許)の証券金融会社の営業の免許	免許件数	一件につき十五万円
四十四 証券金融会社の営業の免許	金融先物取引業者の登録 (二) 金融先物取引法第十五条(免許)の金融先物債務引受業の免許	免許件数	一件につき十五万円

二十九の五 登録水質検査機関又は登録簡易専用水道検査機関の登録	(一) 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十条第三項(登録水質検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。) (二) 水道法第三十四条の二第二項(登録簡易専用水道検査機関の登録)の登録	登録件数	一件につき九万円
二十九の四 確定拠出年金運営管理業の登録	確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第八十八条第一項(登録)の確定拠出年金運営管理業の登録	登録件数	一件につき九万円
(六) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十九条の二第二項(登録埋設確認機関の登録)の登録(更新の登録を除く。) (七) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十五条第二項(登録試験機関の登録)の登録試験機関に係る登録(更新の登録を除く。) (八) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十五条第二項の登録資格講習機関に係る登録(更新の登録を除く。) (九) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十六条の二第二項(登録定期講習機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円	

<p>抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第三条（登録）の抵当証券業者の登録</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき十 五万円</p>
<p>四十九 前払式証券の第三者型発行者の登録 前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）第六条（登録）の第三者型発行者の登録</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき十 五万円</p>
<p>五十 投資顧問業者の登録又は投資一任契約に係る業務の認可 （一）有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第四条（登録）の規定による投資顧問業者の登録 （二）有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二十四条第一項（認可）の規定による投資一任契約に係る業務の認可</p>	<p>登録件数 認可件数</p>	<p>一件につき九 万円 一件につき十 五万円</p>
<p>五十一 電気通信事業者の登録又は端末機器に係る登録認定機関の登録 （一）電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条（電気通信事業の登録）の電気通信事業者の登録又は同法第十三条第一項（変更登録等）の変更登録（同法第十条第一項第二号（電気通信事業の登録）の業務区域の増加に係るものに限る。） （二）電気通信事業法第八十六条第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関</p>	<p>登録件数 登録件数</p>	<p>一件につき十 五万円 一件につき九 万円</p>

<p>（更新の登録を除く。） 二十九の六 食品等の製品検査に係る登録検査機関の登録又は食品衛生管理者に係る養成施設若しくは講習会の登録</p>		
<p>（一）食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第九項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。） （二）食品衛生法第四十八条第六項第三号（養成施設の登録）の登録 （三）食品衛生法第四十八条第六項第四号の登録</p>	<p>登録件数 登録件数 登録件数</p>	<p>一件につき十 五万円 一件につき十 五万円 一件につき九 万円</p>
<p>二十九の七 食鳥処理衛生管理者に係る養成施設又は講習会の登録 （一）食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第十二条第五項第三号（養成施設の登録）の登録 （二）食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第四号の登録</p>	<p>登録件数 登録件数 登録件数</p>	<p>一件につき十 五万円 一件につき九 万円</p>
<p>二十九の八 販売に供する食品の特別用途表示に係る登録試験機関の登録 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第二十六条第三項（登録試験機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき十 五万円</p>
<p>二十九の九 精神保健指定医に係る登録研修機関の登録 精神保健及び精神障害者福祉に関する法</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九 万円</p>

<p>の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>五十二 特定電子メール等に係る登録送信適正化機関の登録</p> <p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第十四条第一項（登録送信適正化機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数</p> <p>一件につき九万円</p>
<p>五十三 電子署名に係る認定認証事業者又は認定外国認証事業者の認定</p> <p>(一) 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第四条第一項（認定）の認定認証事業者の認定（更新の認定を除く。）</p> <p>(二) 電子署名及び認証業務に関する法律第十五条第一項（認定）の認定外国認証事業者の認定（更新の認定を除く。）</p>	<p>認定件数</p> <p>一件につき九万円</p> <p>認定件数</p> <p>一件につき九万円</p>	
<p>五十四 無線局の免許若しくは登録又は無線設備等に係る点検事業者若しくは外国点検事業者の登録、特定無線設備に係る登録証明機関の登録若しくは周波数の使用に係る登録周波数終了対策機関の登録</p> <p>(一) 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条（無線局の開設）の無線局の免許（再免許及び同法第五条第二項第一号（欠格事由）に規定する実驗無線局その他政令で定める無線局の免許を除く。）</p> <p>(二) 電波法第二十七条の十八第一項（登録）の無線局の登録（再登録その他政</p>	<p>無線局の数</p> <p>一局につき三万円</p> <p>無線局の数</p> <p>一局につき三万円</p>	

<p>律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十八条第一項第四号（登録研修機関の登録）又は第十九条第一項（登録研修機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>万円</p>
<p>二十九の十 指定管理医療機器等に係る登録認証機関の登録</p> <p>薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二第一項（登録認証機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数</p> <p>一件につき九万円</p>
<p>二十九の十一 建築物環境衛生管理技術者免状に係る登録講習機関の登録</p> <p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第七条第一項第一号（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数</p> <p>一件につき九万円</p>
<p>二十九の十二 高圧室内作業等に係る登録教習機関の登録又は機械等に係る登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関若しくは登録型式検定機関の登録</p>	<p>登録件数</p> <p>一件につき九万円</p>
<p>(一) 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条（登録教習機関の登録）、第六十一条第一項（登録教習機関の登録）又は第七十五条第三項（登録教習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p> <p>(二) 労働安全衛生法第三十八条第一項（登録製造時等検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p> <p>(三) 労働安全衛生法第四十一条第二項（登録性能検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数</p> <p>一件につき九万円</p> <p>登録件数</p> <p>一件につき九万円</p> <p>登録件数</p> <p>一件につき九万円</p>

<p>令で定める登録を除く。)</p> <p>(一) 電波法第二十四条の二第一項(点検事業者の登録)の無線設備等の点検に係る事業者の登録</p> <p>(二) 電波法第二十四条の十三第一項(外国点検事業者の登録)の外国における無線設備等の点検に係る事業者の登録</p> <p>(三) 電波法第三十八条の二第一項(登録証明機関の登録)の登録証明機関の登録(更新の登録を除く。)</p> <p>(四) 電波法第七十一条の三の二第一項(登録周波数終了対策機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p>	<p>登録件数</p> <p>登録件数</p> <p>登録件数</p> <p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p> <p>一件につき九万円</p> <p>一件につき九万円</p> <p>一件につき九万円</p>
<p>五十五 委託放送事業者の認定</p> <p>放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第五十二条の十三第一項(認定)の委託放送事業者の認定(更新の認定を除く。)</p>	<p>認定件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
<p>五十六 電気通信役務利用放送事業者の登録</p> <p>電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号)第三条第一項(登録)の電気通信役務利用放送事業者の登録又は同法第六条第一項(変更登録等)の変更登録(同法第三条第二項第二号の電気通信役務利用放送の種類増加に係るもの又は同項第四号の業務区域の増加に係るもの(これらの登録を受けている業務区域の属する都道府県における業務区域の増加に係るものを除く。)に限る。)</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき十五万円</p>

<p>新の登録を除く。)</p> <p>(四) 労働安全衛生法第四十四条第一項(登録個別検定機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p> <p>(五) 労働安全衛生法第四十四条の二第一項(登録型式検定機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p>	<p>登録件数</p> <p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p> <p>一件につき九万円</p>
<p>二十九の十三 作業環境測定士に係る登録講習機関の登録又は作業環境測定機関の登録</p> <p>(一) 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第五条(登録講習機関の登録)又は第四十四条第一項(登録講習機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p> <p>(二) 作業環境測定法第三十三条第一項(作業環境測定機関)の作業環境測定機関の登録</p>	<p>登録件数</p> <p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p> <p>一件につき九万円</p>
<p>三十 中央卸売市場における卸売業務の許可</p> <p>卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第十五条第一項(卸売業務の許可)の中央卸売市場における卸売業務の許可</p>	<p>許可件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
<p>三十の二 農産物検査に係る登録検査機関の登録</p> <p>(一) 農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)第二条第五項(登録検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p> <p>(二) 農産物検査法第十九条第一項(変更)</p>	<p>登録件数</p> <p>登録件数</p>	<p>一件につき十五万円</p> <p>一件につき十五万円</p>

<p>五十七 有線放送電話業務の許可又は業務区域の拡張の許可</p>		
<p>有線放送電話に関する法律（昭和三十三年法律第五十二号）第三条（業務の許可）の有線放送電話業務の許可又は同法第五条第二項（業務区域）の業務区域の拡張の許可</p>	<p>許可件数 一件につき九万円</p>	
<p>五十八 有線テレビジョン放送業務に係る放送施設の設置の許可</p> <p>有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第一百四十四号）第三条第一項（施設の許可）の規定による有線テレビジョン放送施設の設置の許可</p>	<p>許可件数 一件につき十五万円</p>	
<p>五十九 一般信書便事業又は特定信書便事業の許可</p> <p>(一) 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第六条（事業の許可）の一般信書便事業の許可</p> <p>(二) 民間事業者による信書の送達に関する法律第二十九条（事業の許可）の特定信書便事業の許可</p>	<p>許可件数 一件につき九万円 許可件数 一件につき三万円</p>	
<p>六十 消防の設備等に係る登録検定機関の登録</p> <p>消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十七条の二第一項（登録検定機関の登録）又は第二十一条の三第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数 一件につき十五万円</p>	

<p>登録）の変更登録（同法第十七条第四項第四号（登録事項）の登録の区分の増加に係るものに限る。）</p> <p>(三) 農産物検査法第十九条第一項の変更登録（同法第十七条第四項第三号の農産物の種類又は同項第五号の区域の増加に係るものに限る。）</p>	<p>登録件数 一件につき三万円</p>	
<p>三十の三 日本農林規格による格付の表示に係る登録認定機関又は登録外国認定機関の登録</p> <p>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第二条第五項（登録認定機関又は登録外国認定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数 一件につき十五万円</p>	
<p>三十の四 規格設定飼料の規格適合表示に係る登録検定機関の登録</p> <p>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十七条第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数 一件につき九万円</p>	
<p>三十の五 農林漁業体験民宿業者の登録又は農林漁業体験民宿業者に係る登録実施機関の登録</p>	<p>登録件数 一件につき一万五千元</p>	
<p>(一) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第十六条第一項（農林漁業体験民宿業者の登録）の農林漁業体験民宿業者の登録</p> <p>(二) 農山漁村滞在型余暇活動のための基</p>	<p>登録件数 一件につき九万円</p>	

六十一 債権管理回収業の許可	債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第三条（債権管理回収業の許可）の債権管理回収業の許可	許可件数	一件につき十 五万円
六十二 特定行刑施設に係る事業者の登録	構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十一条第一項（特定行刑施設に係る事業者の登録）の登録	登録件数	一件につき十 五万円
六十三 会社の電子公告に係る調査機関の登録	商法第四百五十七条（調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九 万円
六十四 通関業の許可	通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第三条第一項（通関業の許可）の通関業の許可	許可件数	一件につき九 万円
六十五 酒類若しくは酒母等の製造又は酒類の販売に係る免許	(注) 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第十一条第二項（製造免許等の条件）の規定による酒類の販売業の免許に付された(三)イに規定する条件の全部又は一部の解除は、新たな当該免許とみなす。		
	(一) 酒税法第七条第一項（酒類の製造免許）の規定による酒類の製造免許（試験のためにする酒類の製造免許その他	免許件数	一件につき十 五万円

盤整備の促進に関する法律第十六条第一項の登録実施機関に係る登録（更新の登録を除く。）			万円
三十一 株式会社商品取引所の許可、組織変更の認可又は第一種特定商品市場類似施設若しくは第二種特定商品市場類似施設の開設の許可	(一) 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第七十八条（株式会社商品取引所の許可）の株式会社商品取引所の許可 (二) 商品取引所法第三百二十二条第一項（組織変更の認可）の組織変更の認可 (三) 商品取引所法第三百三十二条第一項（第一種特定商品市場類似施設の開設の許可）の第一種特定商品市場類似施設の開設の許可 (四) 商品取引所法第三百四十二条第一項（第二種特定商品市場類似施設の開設の許可）の第二種特定商品市場類似施設の開設の許可	許可件数	一件につき十 五万円
三十一の二 商品取引受託業務若しくは商品取引債務引受業の許可又は委託者保護基金の登録	(一) 商品取引所法第九十条第一項（商品取引受託業務の許可）の商品取引受託業務の許可（許可の更新を除く。） (二) 商品取引所法第六十七条（許可）の商品取引債務引受業の許可 (三) 商品取引所法第二百九十三条（委託者保護業務の登録）の委託者保護基金の登録	許可件数 登録件数	一件につき十 五万円 一件につき十 五万円

政令で定める製造免許を除く。)	(二) 酒税法第八条(酒母等の製造免許)の規定による酒母又はもろみの製造免許	イ 酒母の製造免許	ロ もろみの製造免許	(三) 酒税法第九条第一項(酒類の販売業免許)の酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業の免許(同条第二項の規定により期限を付して行う免許を除く。)	イ 酒類の販売業の免許で当該免許に係る酒類の全品目の販売方法につき小売に限る旨の条件の付されたもの	ロ 酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業の免許(イ又はハに該当する販売業の免許を除く。)	ハ イに掲げる免許に付された小売に限る旨の条件の解除	六十六 製造たばこの販売に係る登録又は許可	(一) たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第十一条第一項(製造たばこの特定販売業の登録)の規定による製造たばこの特定販売業の登録	(二) たばこ事業法第二十条(製造たばこの卸売販売業の登録)の規定による製造たばこの卸売販売業の登録	(三) たばこ事業法第二十二條第一項(製造たばこの小売販売業の許可)の規定	登録件数	一件につき五万円	登録件数	一件につき九万円	販売場の数	一箇所につき六万円	免許件数	一件につき三万円	免許件数	一件につき九万円	登録件数	一件につき十萬五千円
-----------------	--	-----------	------------	---	---	---	----------------------------	-----------------------	--	--	---------------------------------------	------	----------	------	----------	-------	-----------	------	----------	------	----------	------	------------

三十二 商品投資販売業の許可又は商品投資顧問業の許可	商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第三条(商品投資販売業の許可)の商品投資顧問業の許可又は同法第三十条(商品投資顧問業の許可)の商品投資顧問業の許可	許可件数	一件につき十萬五万円	三十二の二 債権管理回収業の許可	債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百十六号)第三条(債権管理回収業の許可)の債権管理回収業の許可	許可件数	一件につき十萬五万円	三十三 石油輸入業者の登録	石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)第十三条(登録)の石油輸入業者の登録	登録件数	一件につき三万円	三十三の二 揮発油販売業者の登録又は揮発油等に係る分析機関の登録	(一) 揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号)第三条(登録)の揮発油販売業者の登録	登録件数	一件につき三万円	(二) 揮発油等の品質の確保等に関する法律第十六條の二第一項(揮発油販売業者に係る分析機関の登録)、第十七條の三第二項(揮発油生産業者に係る分析機関の登録)(同法第十七條の八第一項(軽油生産業者に係る分析機関の	登録件数	一件につき九万円
----------------------------	--	------	------------	------------------	--	------	------------	---------------	---	------	----------	----------------------------------	--	------	----------	---	------	----------

<p>による製造たばこの小売販売業の許可（同法第二十四条第一項（許可の条件等）の規定による期限が付された許可を除く。）</p> <p>（四）たばこ事業法第二十六条第一項（出張販売）の規定による製造たばこの小売販売の許可（同条第二項において準用する同法第二十四条第一項の規定による期限が付された許可を除く。）</p>	<p>許可件数</p>	<p>一件につき三千円</p>
<p>六十七 塩製造業者、塩特定販売業者又は塩卸売業者の登録</p> <p>（一）塩事業法（平成八年法律第三十九号）第五条第一項（塩製造業の登録）の塩製造業者の登録</p> <p>（二）塩事業法第十六条第一項（塩特定販売業の登録）の塩特定販売業者の登録</p> <p>（三）塩事業法第十九条第一項（塩卸売業の登録）の塩卸売業者の登録</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき十五万円</p>
<p>六十八 著作権等管理事業者の登録</p> <p>著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）第三条（登録）の規定による著作権等管理事業者の登録</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
<p>六十九 放射性同位元素装備機器等に係る登録認証機関、登録検査機関若しくは登録定期確認機関の登録、放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関、登録運搬物確認機関若しくは登録埋設確認機関の登録又は放射線取扱主任者に係る登録試験機関、登録資格講習機関若しくは登録定期講習機関の登録</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p>

<p>登録）、第十七条の十第一項（灯油生産業者に係る分析機関の登録）又は第十七条の十二第一項（重油生産業者に係る分析機関の登録）において準用する場合を含む。）又は第十七条の四第三項（揮発油輸入業者等に係る分析機関の登録）（同法第十七条の八第二項若しくは第三項、第十七条の十第二項若しくは第三項又は第十七条の十二第二項若しくは第三項において準用する場合を含む。）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき九万円（既に登録を受けている者については、一万五千円）</p>
<p>三十三の三 特定液化石油ガス器具等に係る検査機関の登録</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第四十七条第一項（検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。以下この号において単に「登録」という。）</p>	<p>許可件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
<p>三十四 ガス事業の許可、ガスの供給区域若しくは供給地点の変更の許可又は登録ガス工作物検査機関の登録若しくは特定ガス用品に係る検査機関の登録</p> <p>（一）ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条（事業の許可）の一般ガス事業の許可又は同法第八条第一項（供給区域等の変更）の供給区域の増加に係る変更の許可（これらの許可を受けている供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るものを</p>	<p>許可件数</p>	<p>一件につき九万円</p>

の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）第十二条の二第一項（登録認証機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	万円
(二) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十二条の八第一項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(三) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十二条の十（登録定期確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(四) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十八条第二項（登録運搬方法確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(五) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十八条第二項の登録（登録運搬物確認機関に係る登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(六) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十九条の二第二項（登録埋設確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(七) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十五条第二項（登録試験機関の登録）の登録（試験機関に係る登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(八) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十五条第二項の登録（資格講習機関に係る登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

除く。）	許可件数	一件につき一万五千元
(二) ガス事業法第八条第一項の供給地点の変更の許可（供給地点群の増加に係るものに限る。）又は同法第三十七条の二（事業の許可）の簡易ガス事業の許可	登録件数	一件につき九万円
(三) ガス事業法第三十六条の二の二第一項（登録ガス工作物検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	申請件数	一件につき九万円（既に四に掲げる登録を受けている者については、一万五千元）
(四) ガス事業法第三十九条の十一第一項（検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	許可件数	一件につき九万円
三十四の二 熱供給事業の許可	許可件数	一件につき九万円
熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第三条（事業の許可）の熱供給事業の許可	許可件数	一件につき九万円
三十四の三 特定電気事業の許可若しくは電気供給地点の変更の許可又は電気工作物に係る登録安全管理審査機関若しくは登録調査機関の登録	許可件数	一件につき一万五千元
(一) 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第五号（定義）に規定する特定電気事業に係る同法第三条第一項（事業の許可）の許可又は同法第八条第一項（供給区域等の変更）の供給地点の変更の許可（供給地点の増加に係るものに限る。）	許可件数	一件につき一万五千元

(九) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十六条の第二項（登録定期講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数
一件につき九万円

七十 水道事業の認可若しくは給水区域の変更の認可、水道用水供給事業の認可若しくは給水対象の変更の認可又は登録水質検査機関若しくは登録簡易専用水道検査機関の登録

(一) 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第六条第一項（事業の認可及び経営主体）の水道事業の認可（政令で定めるものに限る。）又は同法第十条第一項（事業の変更）の規定による給水区域の拡張に係る変更の認可（これらの認可を受けている給水区域の属する市町村内における給水区域の拡張に係るものを除き、政令で定めるものに限る。）
(二) 水道法第二十六条（事業の認可）の水道用水供給事業の認可又は同法第三十条第一項（事業の変更）の規定による給水対象の増加に係る変更の認可（政令で定めるものに限る。）
(三) 水道法第二十条第三項（登録水質検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）
(四) 水道法第三十四条の二第二項（登録簡易専用水道検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

認可件数
一件につき九万円
登録件数
一件につき九万円
登録件数
一件につき九万円

七十一 食品等の製品検査に係る登録検査機関の登録又は食品衛生管理者に係る養成施設若しくは講習会の登録

(二) 電気事業法第五十条の二第三項（登録安全管理審査機関の登録）、第五十二条第三項（登録安全管理審査機関の登録）又は第五十五条第四項（登録安全管理審査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）
(三) 電気事業法第五十七条の二第一項（登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数
一件につき九万円
登録件数
一件につき九万円

三十四の四 特定電気用品に係る検査機関の登録
電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第九条第一項（検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。以下この号において単に「登録」という。）

申請件数
一件につき九万円（既に登録を受けている者については、一万五千円）

三十四の五 特別特定製品に係る検査機関の登録
消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十二条第一項（検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。以下この号において単に「登録」という。）

申請件数
一件につき九万円（既に登録を受けている者については、一万五千円）

三十四の六 日本工業規格への適合の表示に係る登録認証機関の登録又は製品試験に係る試験事業者若しくは外国試験事業者の登録

(一) 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十九条第一項若しくは

申請件数
一件につき九万円（既に）